規　　　　約

第１章　総　　　則

第１条　この組合の運営及び業務については、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款に定めるもの、並びに総会の決議によるもののほか、この規約による。

第２章　総　　　会

第２条　総会の招集者は、正組合員の出席者が総会成立に必要な定数に達したときは、その出席人数を議場に報告して、開会を宣し、議長の選任の方法を総会に諮る。ただし、監事が招集した総会は、招集した監事がこれを行う。

第３条　議案は、すべて提案者がこれを説明する。ただし、必要があるときは、議長は職員に議案の説明をさせることができる。

第４条　議長は、議事の進行を指揮するほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。

第５条　発言しようとする者は、組合員名を告げ、議長の承認を得なければならない。

第６条　正組合員は、総会において動議を提出することができる。

②　動議の提出があったときは、議長は、その動議を採択するか否かを総会に諮らなければならない。

③　採択された動議は、議長がこれを緊急議案として、会議に付し、議決しなければならない。

第７条　議案に対して修正案が提出されたときは、先ず修正案を議決する。ただし、２以上の修正案があるときは、その内容が原案と最も異るものから順次議決する。

第８条　議決の方法は、挙手、起立、又は投票によるものとし、その都度、議長がこれを定める。

第９条　議長は、書面議決を加え、議決の結果を宣言する。

②　前号に規定する書面議決（議決権行使書面）は、議決の公正を確保するため、総務課で適正に管理するものとする。

第10条　否決された議案及び否決され、又は撤回された動議は、その総会で再び提出することができない。

第11条　出席した正組合員が、総会の終了前に退席しようとするときは、その旨を議長に申し出なければならない。

第12条　総会議事録には、定款第51条による記載事項のほか、次に掲げる事項を記載する。

1．出席した正組合員の数及びその内訳（本人、書面及び代理出席の別）並びに准組合員の数
2．議決した事項及び賛否の数
3．前各号のほか、議長が必要と認めた事項

第3章　総　代　会

第13条　総代会は、総会に関する規定を準用する。

第4章　理　事　会

第14条　理事会は、定例理事会のほか、組合長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の同意による請求があったときに開催する。

②　定例理事会の開催は、毎事業年度4回以上とし、その開催の時期は、理事会で定める。

第15条　理事会は、必要に応じ、職員その他関係者を出席させ意見を徴することができる。

第16条　理事会に付議すべき事項は、定款に定めたもの並びに総会又は総代会の決議により、理事に委ねられたもののほか、次に掲げる事項とする。

1．規則、規程の制定、変更、又は廃止
2．連合会の行う監査への協力
3．事業計画の審議
4．業務の成果及び資産状況の検討
5．重要な契約等の締結及び訴訟行為
6．前各号のほか理事会において必要と認める事項

②　前号に掲げる付議事項のうち、軽微なもの、又は緊急を要するもので、理事会を開くいとまのないときは、組合長は、これを専決することができる。ただし、次の理事会で、その結果を報告し、承認を得なければならない。

第17条　理事会議事録には、定款第62条に規定する記載事項のほか、組合長が必要と認めた事項を記載する。

第5章　監　事　会

第18条　監事は、代表監事１人を互選する。

② 代表監事は、毎事業年度２回以上の定例監事会のほか、必要があると認めたときは、臨時監事会を招集し、その議長となる。

③ 定例監事会の開催の時期は、監事会で定める。

第19条　次に掲げる事項は、監事会に付議しなければならない。

1．監査の計画及び方法に関する事項
2．監査細則の制定、変更、又は廃止
3．連合会の行う監査への協力
4．理事との契約、又は訴訟に関する事項
5．定款第41条第４項の規定に基づく総会又は総代会の招集及び総会又は総代会に付議すべき事項
6．事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案、又は損失処理案
7．前各号のほか監事会において必要と認める事項

第20条　監事会には、この章に定めるもののほか、理事会に関する規定を準用する。

第6章　業務の執行及び会計

第21条　この組合の業務の執行は、事業計画に準拠し、組合員の実態に即応してこれを行う。

② 業務を執行するため必要があるときは、組合員より報告を徴し、又は組合員の事業の状況を調査することができる。

第22条　事務の分掌並びに職員の服務及び給与に関する規程は、理事会の議を経て、組合長がこれを定める。

第23条　毎事業年度の事業計画の設定、経費の賦課及び徴収方法、役員報酬、借入金の最高限度、余裕金の預入れ先銀行等について、総会の議決を得るまでは、前年度の例に準ずる。

但し、設立後、第１回総代会が開催されるまでの間は、設立委員会の決議によるものとする。

第24条　事業計画の変更は、理事会において行うことができるが、次の総会で、その結果を報告し、承認を得なければならない。

第25条　この組合の行う事業に伴う使用料、又は手数料は、理事会の議を経て、これを定める。

第 26 条　事業別に事業の執行に関する細則は、理事会の議を経て、組合長がこれを定めることができる。

第 27 条　この組合は、定款で定めるところにより所属員以外の者に、この組合の施設を利用させるときには、手数料その他の条件について、所属員が利用するときと差別を設けることができる。

第 28 条　会計に関する細則は、理事会の議を経て、組合長がこれを定めることができる。

附　則

この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。